

平成30年度千葉県当初  
予算編成に対する要望書

千葉県市長会



# 目 次

## 【重点要望事項】

- 1 子ども医療費助成制度の拡充等について 5
- 2 医師・看護師の確保及び地域医療の充実について 6
- 3 保育士確保に向けた処遇改善の取組について 7
- 4 有害鳥獣等被害防止対策の充実強化について 8

## 【要望事項】

- 第1 地方行財政の充実強化について 9
  - 1 ふるさと納税制度の住民税からの寄附控除について 9
- 第2 総合企画行政の充実強化について 10
  - 1 東京オリンピック・パラリンピック事前キャンプ誘致等に係る支援について 10
  - 2 東京オリンピック・パラリンピックの開催に係るインバウンド対策について 10
  - 3 国家戦略特別区域計画の策定及び区域の指定について（外国人の農業就労の特例） 10
  - 4 東京8号線（八潮－野田市間）の先行整備について 11
  - 5 つくばエクスプレスの東京駅延伸について 11
  - 6 公共交通への支援拡充について 11
  - 7 JR京葉線と東京臨海高速鉄道りんかい線の相互乗り入れ及びホームからの転落事故等に対する安全対策の実施について 12
  - 8 DV被害者が避難する一時保護施設の拡充について 12
  - 9 旅券事務の市町村への権限委譲に係る交付金の適正化について 12
- 第3 防災危機管理行政の充実強化について 13
  - 1 小規模自然災害における被災者支援制度の創設について 13
  - 2 市町村役場機能緊急保全事業について 13
  - 3 津波避難対策の強化と財政支援措置の拡充について 13
- 第4 健康福祉行政の充実強化について 14
  - 1 子ども医療費助成制度の拡充等について 14
  - 2 医師・看護師の確保及び地域医療の充実について 15
  - 3 保育士確保に向けた処遇改善の取組について 15
  - 4 成年後見制度に対する助成拡大について 16

|    |                                       |    |
|----|---------------------------------------|----|
| 5  | 歯・口腔保健事業に対する財政支援について                  | 16 |
| 6  | ひとり親家庭等医療費助成における助成方法の変更について           | 16 |
| 7  | 中央児童相談所の整備の充実について                     | 17 |
| 8  | 放課後児童健全育成事業の拡充について                    | 17 |
| 9  | 地域包括ケアシステムの推進のための在宅医療への支援について         | 17 |
| 10 | 強度行動障害県単加算事業の助成方法の見直しについて             | 18 |
| 11 | パーキングパーミット制度の導入について                   | 18 |
| 12 | 国民健康保険事業運営の都道府県単位化について                | 18 |
| 13 | 健康福祉センターへの衛星電話（ワイドスター）の設置について         | 18 |
| 14 | 実情に即した病床機能報告制度に基づく病床配分について            | 19 |
| 15 | 病院建設事業に対する国庫補助事業の新設について               | 19 |
| 第5 | 環境生活行政の充実強化について                       | 20 |
| 1  | ヤマビル及び有害鳥獣被害の広域対策について                 | 20 |
| 2  | 東京電力福島第一原子力発電所事故により放出された放射性物質への対応について | 20 |
| 3  | 合併処理浄化槽設置事業に対する補助事業の充実について            | 20 |
| 4  | 産業廃棄物の不適正処理に対する取締りの一層の強化及び原状回復について    | 21 |
| 5  | 再生土等による埋立て等の規制及び指導強化について              | 21 |
| 第6 | 商工労働行政の充実強化について                       | 22 |
| 1  | 観光施設への鳥獣被害対策及び里山の魅力発信について             | 22 |
| 第7 | 農林水産行政の充実強化について                       | 23 |
| 1  | 有害鳥獣被害防止対策の充実強化について                   | 23 |
| 2  | 成田市公設地方卸売市場再整備への支援について                | 23 |
| 3  | 農産産地支援事業補助金の拡充について                    | 24 |
| 4  | 稲WC S資源循環の取組支援について                    | 24 |
| 5  | 平成30年産からの米政策の対応について                   | 24 |
| 6  | ジャンボタニシ（スクミリンゴガイ）の防除対策                | 24 |
| 7  | 東総台地地区広域営農団地農道の早期整備について               | 25 |
| 第8 | 県土整備行政の充実強化について                       | 26 |
|    | (道路・橋梁)                               |    |
| 1  | 北千葉道路の早期完成について                        | 26 |
| 2  | 道路財特法における特例財政措置補助率嵩上げ措置の期限延長について      | 26 |

|             |                                             |    |
|-------------|---------------------------------------------|----|
| 3           | 松戸都市計画道路3・3・7号横須賀紙敷線（河原塚・紙敷区間）<br>の事業について   | 27 |
| 4           | 都市計画道路3・4・20号岩富海隣寺線（県道神門八街線バイパス）<br>の整備について | 27 |
| 5           | 主要地方道銚子海上線（清滝バイパス）整備事業の促進について               | 27 |
| 6           | 狭隘国県道の道路改良について                              | 27 |
| 7           | 養老溪谷駅前の県道81号線の拡幅について                        | 28 |
| 8           | （仮称）幕張・千葉ニュータウン線の事業推進について                   | 28 |
| 9           | 国県道の整備促進について                                | 28 |
| 10          | 国道464号栗野バイパス線の整備について                        | 29 |
| 11          | 道路整備事業の促進について                               | 29 |
| 12          | 主要地方道浜野・四街道・長沼線の整備促進について                    | 29 |
| 13          | かずさインターチェンジ及び道路網の整備について                     | 30 |
| 14          | 主要地方道千葉・竜ヶ崎線バイパス（仮称）コスモス通りの早期完成<br>について     | 30 |
| 15          | 県道千葉ニュータウン北環状線の早期整備について                     | 30 |
| 16          | 国道296号線の交差点改良について                           | 30 |
| 17          | 県道成田両国線の排水整備について                            | 30 |
| 18          | 狭隘な国県道の道路改良事業の促進について                        | 30 |
| 19          | サイクルツーリズムの推進のための環境整備                        | 31 |
| 20          | 県事業の整備推進と市町村事業の支援について                       | 31 |
| 21          | 国道465号 荻谷新田野バイパスの整備促進について                   | 31 |
| 22          | 地域高規格道路 茂原・一宮・大原道路全線の整備促進について               | 32 |
| 23          | 主要地方道千葉大網線の整備について                           | 32 |
| <br>(河川・港湾) |                                             |    |
| 24          | 二級河川飯山満川及び海老川調節池の早期整備について                   | 33 |
| 25          | 二級河川の整備及び維持管理について（一宮川・赤目川・阿久川）              | 33 |
| 26          | 一級河川大柏川第二調節池の整備について                         | 33 |
| 27          | 二級河川山名川の河川整備について                            | 33 |
| 28          | 印旛沼及び鹿島川・高崎川の浚渫について                         | 34 |
| 29          | 館山港多目的観光栈橋の整備促進について                         | 34 |
| <br>(都市基盤)  |                                             |    |
| 30          | 社会資本総合整備計画の推進について                           | 35 |
| 31          | 東武野田線(野田市)連続立体交差事業及び関連事業に係る予算の確保<br>について    | 35 |
| 32          | 成田空港周辺のインフラ整備促進について                         | 35 |

|     |                               |    |
|-----|-------------------------------|----|
| 33  | 都市公園長生の森公園の早期完成について           | 36 |
| 34  | 県立市野谷の森公園整備について               | 36 |
| 35  | 江戸川第一終末処理場の早期完成について           | 36 |
| 36  | 公的住宅等の再生について                  | 37 |
| 第9  | 教育行政の充実強化について                 | 38 |
| 1   | 新学習指導要領における「外国語教育の充実」への支援について | 38 |
| 2   | I C T教育の環境整備充実について            | 38 |
| 3   | 増置教員及び加配教員の配置について             | 38 |
| 4   | 学校の統合における教育活動充実のための教職員加配について  | 39 |
| 5   | 「日本遺産」認定に伴う財政的支援について          | 39 |
| 第10 | 警察行政の充実強化について                 | 40 |
| 1   | 市民の安全確保について                   | 40 |
| 2   | 警察署の新設について                    | 40 |
| 3   | 交通安全施設に係る県財政措置の拡充について         | 40 |

## 【重点要望事項】

保健福祉行政、環境生活行政及び農林水産行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

### 1 子ども医療費助成制度の拡充等について

千葉県の制度では、通院については小学3年生までを、入院については中学3年生までを助成対象としているが、多くの県内市町村が通院・入院とも対象年齢を中学3年生まで（一部高校3年生まで）上乘せ助成を実施しているため、同じ県内においても地域間に格差が生じている。

本制度は、子どもの医療費に要する費用を助成することで、子どもの健やかな成長や保健対策の充実と保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的として実施されていることから、このような地域間の格差により、不利益が生じる状況は、早急に改善を図る必要がある。

また、少子化の時代にあって、子育て世代の経済的負担を軽減する本事業は重要な施策であり、制度の目的を鑑みれば、より一層の充実を図ることが必要である。本来、国が率先して全国的な制度として取り組むべきものとするが、国の制度として確立するまでの間、県の責務として取り組む必要がある。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 入院と同様に通院・調剤についても、助成等対象を中学校3年生まで拡大すること。
- (2) 全国一律の制度として、医療費を無料化等にするを、国の責任において実施するよう引き続き働きかけること。
- (3) 所得制限限度額を撤廃すること。
- (4) 医療費における自己負担分を引き下げること。
- (5) 現行の補助率を2分の1から3分の2に引き上げること。
- (6) 18歳未満の通院及び入院を対象とした県の助成基準の拡大を図ること。

## 2 医師・看護師の確保及び地域医療の充実について

千葉県の医師・看護師不足は全国平均を大きく下回っており深刻な状況である。公立病院が、安定的に市民に医療を提供し、病院の収支を改善するためには、常勤医師の確保が必要不可欠であり、特に小児科医師をはじめとする特定分野の医師不足が喫緊の課題である。

また、多くの公立病院の運営は、国の医療費抑制政策や医師不足に伴う診療科の縮小などにより収益が落ち込み、一般会計から繰り入れを行うなど大変厳しい経営状況が続いている。

については、医師・看護師の確保及び地域医療の充実強化を図るため、次の事項について措置を講じること。

- (1) 医師・看護師不足の解消に向け「医師不足病院医師派遣促進事業」及び「医師・保健師等修学資金貸付制度」の更なる拡充や派遣対象医師の確保対策に取り組むこと。
- (2) 地域の医療機関への人材確保・定着につながる対策を早急に講じること。さらに、地域で不足する診療科医師の招聘について支援の強化を図ること。
- (3) 地域の中心となる公的病院においては、私立病院が採算性の問題等で参入しない分野を補うことで地域医療を確保することや、新生児集中治療室やがん医療等の高度専門治療を提供することが必要であることから、これらに関する施設・設備の整備に対する助成を拡充すること。
- (4) 国家戦略特区の規制緩和により、国際医療福祉大学医学部が平成29年4月に開学したが、県内で2つ目となる医学部は医師不足の解消に大いに貢献するものと期待できることから、同大学への支援を継続すること。



### 3 保育士確保に向けた処遇改善の取組について

千葉県では、今年度から私立保育園等に勤務する常勤保育士に対し、賃金格差を解消するため「保育士処遇改善事業」が実施され、民間事業所の保育士1人当たり2万円という基準額が示された。そのうち、県が1/2を、自治体が1/2を負担することとなっている。

しかし、県内自治体の財政力には開きがあり、財政力による自治体間の格差が保育士確保に影響を及ぼすことが考えられる。

また、老朽化した公立保育園の修理や増改築を行う場合、地方債又は一般財源にて施工するが、老朽化が著しい施設は費用も膨大となるため、財政力が低く施設を多く保有している市町村は保育環境の改善が遅くなる。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 保育士1人当たり2万円の補助を県の全額負担とし、積極的な保育士の処遇改善策を推進すること。
- (2) 保育士処遇改善事業における交付対象者に、公設民営を含め、民間事業者が運営する保育園等に勤務する常勤保育士とするよう対象要件を緩和すること。
- (3) 公立保育園等に勤務する者の処遇について、私立保育園等で実施される処遇改善事業と同等若しくは同等以上の事業とすること。
- (4) 保育士の確保や定着をより一層図るため、更なる保育士の給与の改善につながる公定価格の引き上げについて、県から国に対して働きかけを行うこと。
- (5) 老朽化した公立保育園等の修理や増改築をするための制度を創設すること。

#### 4 有害鳥獣等被害防止対策の充実強化について

県内のイノシシ生息数の増加と、活動の広域化により、農作物の被害は年々増加しており、被害の増大は農業生産者の経営を脅かし、生産意欲を衰退させ、結果として耕作放棄地の拡大を招いている。

こうした中、「有害鳥獣被害防止対策事業」として、各種補助金により対応がされているが、イノシシ等の被害対策について、まだ知識や経験が不足している。

また、ヤマビルは野生動物を媒介とし生息域を拡大しており、山間部の観光名所において被害がでていただけでなく、有害鳥獣同様に周辺民家の庭先でも確認され、住民の生活を脅かしている。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 財政面だけでなく、各農業事務所に専門家を配置し、主体的に取り組むこと。
- (2) 鳥獣被害防止総合対策交付金事業の採択要件の規制緩和を図ること。
- (3) 市町村域ごとに行われている有害鳥獣捕獲駆除・防除を、より一層効果的なものにするため、県が主体となり広域連携体制の構築による駆除を更に強化すること。
- (4) これまで実施している農地を囲って守る形の防護柵設置ではなく、捕獲駆除エリアを区切った上で、そのエリア内の有害鳥獣を計画的に撲滅する新たな捕獲駆除方法等、市町村独自のモデル事業等の実施に向け、補助制度を創設すること。
- (5) 生活被害の防止対策を創設すること。

## 【要望事項】

# 第 1 地方行財政の充実強化について

地方行財政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

## 1 ふるさと納税制度の住民税からの寄附控除について

生まれ育った自治体や応援したい自治体に寄附ができる制度として創設された、ふるさと納税の趣旨には賛同するが、実態は返礼品獲得のための寄附になっており、本来の趣旨から逸脱している状況も多く見受けられる。

また、現住地の住民税から寄附額に対し一定額が控除されるため、特に都市部では税の減収が深刻な問題となっている。

本制度が国策として地方創生を目指したものである以上、寄附促進のための財源を寄附と関係のない自治体の住民税から捻出する仕組みは制度にそぐわない。

については、次の事項について国に対して働きかけを行うこと。

- (1) 住民税からの寄附控除部分を、国税（所得税）からの控除とすること。
- (2) (1) が困難な場合は、地方交付税の交付の有無に関わらず、本制度による住民税減収分について特別交付金により補てんすること。
- (3) (1) が困難な場合は、住民税と所得税の控除割合を見直すこと。

## 第2 総合企画行政の充実強化について

総合行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

### 1 東京オリンピック・パラリンピック事前キャンプ誘致等に係る支援について

南房総地域は、複数の競技において東京オリンピック・パラリンピックの事前キャンプ地等として注目されており、スポーツに適した本地域の環境を活かした取組を進めているところである。

については、大会開催が地域の更なる発展につながるよう、事前キャンプ予定地となった市町村に対する支援や市町村が独自で事前キャンプ誘致を行う場合の支援をはじめとした県の積極的なサポートや情報共有をお願いするとともに、県立館山運動公園体育館の空調設備を整備することにより、本地域のスポーツ観光を後押しすること。

### 2 東京オリンピック・パラリンピックの開催に係るインバウンド対策について

現在、千葉県においても、多言語観光案内板の整備やパンフレットの作成が行われているところであるが、東京オリンピック・パラリンピックの波及効果を県下あまねく、特に県央道の外側の観光地に広げることが必要である。

については、公共交通機関や道路標識などの多言語表記や、観光地周辺の現場で外国語対応ができるガイド等の人材確保支援等を講じること。

### 3 国家戦略特別区域計画の策定及び区域の指定について（外国人の農業就労の特例）

千葉県は、農業産出額が全国4位であり、市町村別の産出額は旭市が6位、香取市が16位と農業の盛んな県であるが、農業情勢は、農業従事者の減少や高齢化、販売価格の低迷など、厳しい状況が続いている。

このような中、農業の継続・発展を図るため、担い手に農地を集積するなど、農業経営の規模拡大を推進しているが、経営の大型化に伴い、労働力の確保が課題となっている。

この課題は、規模拡大を目指す県内の農家に共通するものであり、日本人労働者の確保が難しくなっている。

については、その対策として、先般、創設された「外国人労働者の農業就労が可能となる特区」に県全体が指定されるための早期の対応を図ること。

#### 4 東京8号線（八潮－野田市間）の先行整備について

市民の長年の悲願である東京直結鉄道が、平成28年4月20日に取りまとめられた交通政策審議会答申第198号「東京圏における今後の都市鉄道のあり方」において、東京8号線の延伸（押上－野田市）という形で位置付けられた。

答申は、意義と課題という形で明記されており、鉄道整備実現に向けて、答申に示された課題の整理に向けた取組が求められる。

については、答申で示された課題の整理に早急に取り組み、八潮－野田市間の先行整備を図るため、次の事項について措置を講じること。

- (1) 野田市が行う調査等をはじめ、課題の整理に向けた取組に対し、県が財政補助を実施するとともに積極的に参画及び協力を行うこと。
- (2) 県としても調査費等の予算を確保し、主体的に本答申に示された課題の整理等に取り組むこと。

#### 5 つくばエクスプレスの東京駅延伸について

つくばエクスプレスの東京駅延伸については、平成28年4月に国土交通省の諮問機関である交通政策審議会から公表された答申において、「関係地方公共団体・鉄道事業者等において、事業計画の十分な検討が行われることを期待」とされている。

このことから、関係団体及び機関の合意形成が必要となるが、まずは、事業化に向けた具体的な事業スキームや資金調達のあり方等に関する調査を行うことが必要である。

そこで、東京駅延伸に積極的な沿線自治体が協力し、事業化に必要な調査の実施が必要と考える。

については、県において、東京駅延伸の早期実現に向けて、東京駅延伸に積極的な沿線自治体とともに、調査を実施し、都や沿線自治体の足並みを揃え、積極的に国に働きかけを行うこと。

#### 6 公共交通への支援拡充について

過疎地域等の路線バスは利用者の減少により、国県補助金の補助要件に該当しないこととなり、市町村の財政負担がなければ、路線の維持は困難であり、こうした事案は、今後ますます増えることが予想される。

市町村の財政負担の増加は、バス路線の廃止や減便へとつながり、交通弱者と言われる人々の生活を脅かし、ひいては人口減少にさらに拍車がかかることが危惧される。

については、地域住民の生活交通を維持確保するため、次の事項について措置を講じること。

- (1) 千葉県バス運行対策費補助金に係る路線バスの補助要件の緩和を図るとともに、地域公共交通確保維持改善事業費補助金の更なる補助要件緩和を国に働きかけること。
- (2) コミュニティバス運行に係る財政支援制度を創設すること。

## 7 JR京葉線と東京臨海高速鉄道りんかい線の相互乗り入れ及びホームからの転落事故等に対する安全対策の実施について

JR京葉線と東京臨海高速鉄道りんかい線の相互乗り入れにより、千葉から東京副都心へ乗り換えなしでの移動が可能となることから、通勤・通学者の利便性が向上するとともに、本県への来訪者のアクセス性が向上することで、地域活性化の効果が見込まれる。

また、鉄道駅のホームからの転落事故等に対する安全対策として、ホームドアや可動式ホーム柵の整備が有効であることから、鉄道事業者においても、ホームドアの整備計画の前倒しなどを進めているところだが、技術的な課題や整備費用などの課題があり、未だ県内多くの駅で整備がされていない。

については、県においても、京葉線とりんかい線の相互乗り入れ及びホームドアの設置が早期に実現されるよう、国や東京都及び鉄道事業者に対し働きかけを行うこと。

## 8 DV被害者が避難する一時保護施設の拡充について

配偶者からの暴力を受けた者及び同伴する家族（以下、「DV被害者」という。）の一時保護を行う県の婦人相談所では、一時保護施設が過密状態にあることから、一時保護を希望しても施設への入所が難しく、また、緊急時の対応としては、入所に必要な手続きに相当の時間を必要としている。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」によれば、DV被害者に対する一時保護の実施は県に設置される婦人相談所の責務として実施されるべきものとされている。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 県の婦人相談所における一時保護施設を拡充すること。
- (2) 一時保護施設の入所手続きを見直し、迅速化を図ること。

## 9 旅券事務の市町村への権限委譲に係る交付金の適正化について

一般旅券発給事務の市町村への権限移譲にあたっては、人件費及び物件費について、現状の交付金等の額では事務に必要な経費が不足しており市町村の負担となっている。

については、交付金等による必要な経費を適正に交付すること。

## 第3 防災危機管理行政の充実強化について

防災・危機管理行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

### 1 小規模自然災害における被災者支援制度の創設について

国や県の被災者支援制度の対象とならない小規模な自然災害により被災した者を支援するため、県及び県内市町村双方の費用負担による恒久的な被災者支援制度を創設すること。

### 2 市町村役場機能緊急保全事業について

市町村役場機能緊急保全事業は、地震発生後も、業務継続が出来るよう、昭和56年の新耐震基準導入前に建設された庁舎で、耐震化が未実施の市町村において、建替を緊急に実施できるよう創設されたものである。

庁舎の建替は、多額の財源を要し、財政運営に及ぼす影響が大きいため、長期的視点に立った建設計画、予算及び財源確保などについて、十分な審議を行った上で、建設が進展していくことになる。

については、次の事項について措置を講じるよう、国に対して働きかけを行うこと。

- (1) 十分な審議期間と余裕を持った工期確保のため、平成32年度までとなっている事業期間を延長すること。
- (2) 財源確保の面において、緊急保全対策等に取り組つつ、安定的に財政運営を行うことができるよう、緊急防災・減災事業債並みの更なる交付税措置率の拡大を図ること。

### 3 津波避難対策の強化と財政支援措置の拡充について

海岸を有する自治体においては、地震等の災害が発生した場合において、安全な道路交通の確保に努め迅速な避難ができるよう避難道路整備が喫緊の課題となっている。

津波避難道路整備を実施するには、多額の費用を要し、単独自治体での事業遂行は困難な状況であることが多い。

については、交付金、補助金等の財政面からの支援を拡充すること。

## 第4 健康福祉行政の充実強化について

保健福祉行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

### 1 子ども医療費助成制度の拡充等について

千葉県では、通院については小学3年生までを、入院については中学3年生までを助成対象としているが、多くの県内市町村が通院・入院とも対象年齢を中学3年生まで（一部高校3年生まで）上乘せ助成を実施しているため、同じ県内においても地域間に格差が生じている。

本制度は、子どもの医療費に要する費用を助成することで、子どもの健やかな成長や保健対策の充実と保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的として実施されていることから、このような地域間の格差により、不利益が生じる状況は、早急に改善を図る必要がある。

また、少子化の時代にあって、子育て世代の経済的負担を軽減する本事業は重要な施策であり、制度の目的を鑑みれば、より一層の充実を図ることが必要である。本来、国が率先して全国的な制度として取り組むべきものとするが、国の制度として確立するまでの間、県の責務として取り組む必要がある。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 入院と同様に通院・調剤についても、助成等対象を中学校3年生まで拡大すること。
- (2) 全国一律の制度として、医療費を無料化等にするを、国の責任において実施するよう引き続き働きかけること。
- (3) 所得制限限度額を撤廃すること。
- (4) 医療費における自己負担分を引き下げること。
- (5) 現行の補助率を2分の1から3分の2に引き上げること。
- (6) 18歳未満の通院及び入院を対象とした県の助成基準の拡大を図ること。



## 2 医師・看護師の確保及び地域医療の充実について

千葉県の医師・看護師不足は全国平均を大きく下回っており深刻な状況である。公立病院が、安定的に市民に医療を提供し、病院の収支を改善するためには、常勤医師の確保が必要不可欠であり、特に小児科医師をはじめとする特定分野の医師不足が喫緊の課題である。

また、多くの公立病院の運営は、国の医療費抑制政策や医師不足に伴う診療科の縮小などにより収益が落ち込み、一般会計から繰り入れを行うなど大変厳しい経営状況が続いている。

については、医師・看護師の確保及び地域医療の充実強化を図るため、次の事項について措置を講じること。

- (1) 医師・看護師不足の解消に向け「医師不足病院医師派遣促進事業」及び「医師・保健師等修学資金貸付制度」の更なる拡充や派遣対象医師の確保対策に取り組むこと。
- (2) 地域の医療機関への人材確保・定着につながる対策を早急に講じること。  
さらに、地域で不足する診療科医師の招聘について支援の強化を図ること。
- (3) 地域の中心となる公的病院においては、私立病院が採算性の問題等で参入しない分野を補うことで地域医療を確保することや、新生児集中治療室やがん医療等の高度専門治療を提供することが必要であることから、これらに関する施設・設備の整備に対する助成を拡充すること。
- (4) 国家戦略特区の規制緩和により、国際医療福祉大学医学部が平成29年4月に開学したが、県内で2つ目となる医学部は医師不足の解消に大いに貢献するものと期待できることから、同大学への支援を継続すること。

## 3 保育士確保に向けた処遇改善の取組について

千葉県では、今年度から私立保育園等に勤務する常勤保育士に対し、賃金格差を解消するため「保育士処遇改善事業」が実施され、民間事業所の保育士1人当たり2万円という基準額が示された。そのうち、県が1/2を、自治体が1/2を負担することとなっている。

しかし、県内自治体の財政力には開きがあり、財政力による自治体間の格差が保育士確保に影響を及ぼすことが考えられる。

また、老朽化した公立保育園の修理や増改築を行う場合、地方債又は一般財源にて施工するが、老朽化が著しい施設は費用も膨大となるため、財政力が低く施設を多く保有している市町村は保育環境の改善が遅くなる。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 保育士1人当たり2万円の補助を県の全額負担とし、積極的な保育士の

処遇改善策を推進すること。

- (2) 保育士処遇改善事業における交付対象者に、公設民営を含め、民間事業者が運営する保育園等に勤務する常勤保育士とするよう対象要件を緩和すること。
- (3) 公立保育園等に勤務する者の処遇について、私立保育園等で実施される処遇改善事業と同等若しくは同等以上の事業とすること。
- (4) 保育士の確保や定着をより一層図るため、更なる保育士の給与の改善につながる公定価格の引き上げについて、県から国に対して働きかけを行うこと。
- (5) 老朽化した公立保育園等の修理や増改築をするための制度を創設すること。

#### 4 成年後見制度に対する助成拡大について

平成28年度に成年後見制度の利用の促進に関する法律が制定され、その第23条において、市は制度の利用促進について必要な措置を講じるよう努めることが定められている。

そのため、市では後見支援センターの設置等の措置を行っているが、認知症の高齢者数の増加を考慮すると今後、市の財政負担はますます大きくなる。

一方、同法第24条において、県は広域的な見地から必要な援助を行うよう努めるとされている。

については、利用促進に係る市に対する補助金（後見支援センターの維持費及び後見制度利用促進計画策定料に対する補助）を創設すること。

#### 5 歯・口腔保健事業に対する財政支援について

「千葉県歯・口腔保健計画」においては、県の役割を「歯と口腔の健康づくりのため市町村と連携する」と定め、その目標を平成29年まで延長し目標値を高くしているが、現在、県内各市町村の実施状況の情報提供はあるものの、資格職員の配置や事業実施にかかる財政的支援は無い状況である。

については、当該事業の充実を図るため、事業補助金制度を創設すること。

#### 6 ひとり親家庭等医療費助成における助成方法の変更について

市民サービスの向上及び事務の効率化を図るため、母子家庭等医療費助成制度「ひとり親家庭等医療費助成事業」の助成方法を現物給付に改めること。

## 7 中央児童相談所の整備の充実について

児童相談所の業務である一時保護の第一の目的は、子どもの生命の安全を確保することである。子ども虐待事例や保護者の喪失、保護者が養育できないなどの理由で児童相談所長の判断によって実施されている。

については、近年、急増している児童虐待件数に応じた中央児童相談所の施設規模・職員体制などの整備の充実が急務であり、早急な対応を図ること。

## 8 放課後児童健全育成事業の拡充について

広い市域を持つ市では、放課後児童クラブによって在籍児童数にばらつきがあり、在籍児童数の多い学区の児童を余裕のある放課後児童クラブで受け入れるなど、安定的な運営を図るためには児童の移動手段を確保する必要がある。

また、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ運営支援事業）において、今後、学校施設の統廃合を進めるにあたっては引渡しステーションの整備も必要となる。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 市単費の事業実施は経費負担が大きく困難であることから、現状燃料費のみとしている対象経費を引渡しステーション運営費（人件費）にも充当できるよう、県単独補助制度を創設すること。
- (2) 市域が広く走行距離が長い場合は、燃料費の基準額を増額すること。

## 9 地域包括ケアシステムの推進のための在宅医療への支援について

現行の千葉県保健医療計画には、在宅医療提供体制の整備の促進が位置付けられている。

については、次期計画策定にあたっては、次の事項について措置を講じること。

- (1) 在宅医療提供体制の量的な充実を図るとともに、医療の高度化、医療機器の進歩等に対応した研修会や情報交換会の実施等、かかりつけ医への積極的な支援にも努めた計画とすること。
- (2) 市町村が取り組む在宅医療・介護連携推進事業に対する支援として、県内外の好事例等の情報提供や技術的助言を行うこと。
- (3) 県が把握する医療資源等の情報提供、医療・介護関係者の連携に資する研修を開催すること。
- (4) 県医師会と市町村医師会等との円滑な連携・協力に資する支援・調整、在宅医療に対するインセンティブ等、在宅医療の推進に向けた実効的な支援を図ること。

## 10 強度行動障害県単加算事業の助成方法の見直しについて

現在、県において実施している強度行動障害県単加算事業について、補助金対象の事業所は障害児者ごとに障害者総合支援法に基づく重度障害者支援加算（1,870円）か県単加算事業（4,810円）かを選択する制度となっている。

補助単価は、重度障害者支援加算より県単加算事業の方が高いものの、市町村の負担が国制度の1/4に対し、1/2と大きいため、県単加算事業を選択した場合には、市町村の財政負担が大変大きくなる。

については、選択性ではなく、重度障害者支援加算を基本としつつ、県単加算額との差額分を上乗せ補助できる制度の改正を行うこと。

## 11 パーキングパーミット制度の導入について

障害者等用駐車スペースを利用できる対象者の範囲を設定し、条件に該当する希望者に地域の協力施設で共通に利用できる障害者等用駐車場利用証を交付するパーキングパーミット制度を導入すること。

## 12 国民健康保険事業運営の都道府県単位化について

都道府県単位化以降も、医療費は高く、所得は低いという国民健康保険制度の構造的問題は解決していないため、被保険者の保険料負担は重いままである。また、制度改正に併せて毎年3,400億円の公費拡充がされることになっているが、所得水準の高い市町村については拡充を考慮してもなお、現状よりも負担が増える見込みとなっている。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 市町村の新たな財政負担増は決して招かないよう万全の対策を講じるとともに、国庫負担割合の引上げや、低所得者層及び子どもに対する負担軽減など、国の責任と負担において、さらなる財政基盤の拡充・強化策を講じるよう国に働きかけを行うこと。
- (2) 被保険者の負担の公平性に鑑み、早急に県内統一保険料を検討すること。
- (3) 被保険者に対して急激かつ大幅な値上げを要求するような状況にならないよう積極的な公費投入等を行うこと。

## 13 健康福祉センターへの衛星電話（ワイドスター）の設置について

大規模災害発生時に健康福祉センターが設置する合同救護本部と市町村が連携し救護活動を行えるよう、健康福祉センターに衛星電話を設置すること。

## 14 実情に即した病床機能報告制度に基づく病床配分について

東葛北部保健医療圏には、高度急性期機能・急性期機能を担う高機能病院が複数あるが、10万人当たりの施設数で見ると、千葉県全域よりも数が少なく、高度急性期・急性期提供能力は十分とはいえない状況にある。

さらに、高度急性期病床には、東葛北部保健医療圏だけではなく、全国に開かれた病院が含まれていることなどを考慮せずに病床配分がされていることから、実情に即したものではない。

については、東葛北部保健医療圏の医療提供体制のあるべき姿の実現に向けた取組推進のため、実情に即した病床機能報告制度に基づく病床配分について検討すること。

## 15 病院建設事業に対する国庫補助事業の新設について

公立病院の建設事業については、国庫補助制度がなく、建設に当たって発行する病院事業債のうち国の基準単価に該当する部分の元利償還金が交付税措置されている。

その措置内容は、起債額のうち建築単価1平方メートル当たり36万円以下の部分について、経営統合等の再編・ネットワークの場合は元利償還金の40%、それ以外の通常の建替えは25%が交付税措置されるものである。

しかしながら、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けたインフラ整備などの需要増により建築単価が大幅に上昇していることから、国の交付税算入基準とのかい離が生じている。

については、財政力の乏しい小規模な市町村にとって、大変大きな財政負担となるため、交付税措置とは別に、国に対し国庫補助制度を新設されるよう働きかけを行うこと。

## 第5 環境生活行政の充実強化について

環境生活行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

### 1 ヤマビル及び有害鳥獣被害の広域対策について

ヤマビルは、ニホンジカ等の野生動物を媒介とし生息域を拡大しており、観光名所においてヤマビルが生息し、観光客に被害がでているだけでなく、周辺民家の庭先でも確認され、住民の生活を脅かしている。

また、ヤマビルによる人体の吸血被害、更にはイノシシが捕食の際に行う掘り起こしに起因する、生活道路や斜面の崩落など、有害鳥獣による被害は広く住民生活に及んでいる。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 広域的な被害対策の体制を確保すること。
- (2) 生活被害の防止対策を創設すること。

### 2 東京電力福島第一原子力発電所事故により放出された放射性物質への対応について

除去土壌の処分基準を早急に定め、処分に要する費用については全額、国が負担し、国が責任ある対応をとるよう、県のリーダーシップによる国等関係機関へ働きかけを行うこと。

### 3 合併処理浄化槽設置事業に対する補助事業の充実について

汚水処理施設の整備は、人口減少等の社会情勢や厳しい財政事情を踏まえた都道府県構想の見直し、国土交通省、農林水産省及び環境省により推進され、市町村においても下水道事業・農業集落排水事業・合併処理浄化槽整備事業の処理方法を用いて、地域ごとに最適な処理方法を定めている。また、構想では策定後10年を目安とし汚水処理の概成を目指したアクションプランを策定している。

については、合併処理浄化槽が整備され、公共用水域の水質浄化が、より一層促進されるよう、県の補助基本額や補助率の引上げを行うこと。

#### 4 産業廃棄物の不適正処理に対する取締りの一層の強化及び原状回復について

県においては、産業廃棄物に対する監視指導体制の強化が図られているところであるが、廃棄物の不適正処理の事案はゲリラ的に発生することが多く、悪質化、巧妙化する傾向にある。

については、不適正処理対策を徹底するため、指導監督、取り締まり体制の強化・充実を図ること。

また、周辺地域で生活に支障を及ぼしている不適正処理された産業廃棄物の早期撤去の推進を図ること。

#### 5 再生土等による埋立て等の規制及び指導強化について

千葉県残土条例の適用を受けない再生土等による埋立て等について、県では「再生土等の埋立て等に係る行政指導指針」を策定し、安全基準や埋立て等の構造基準の遵守などを指導している。

再生土等は、産業廃棄物を中間処理施設において中間処理したもの又はこれを含むものであり、廃棄物該当性について、中間処理施設から排出されるものの形状や排出状況、取引形態などにより総合的に判断することとされている。

については、指針の適用外となっている3,000㎡未満の埋立て等についても監視指導を行うこと。

また、再生土等については、水素イオン濃度が高くなる傾向にあり、稲作等への影響も懸念されていることなどから、安全基準の見直しを行うこと。

## 第6 商工労働行政の充実強化について

商工労働行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

### 1 観光施設への鳥獣被害対策及び里山の魅力発信について

魅力ある観光資源である里山を活かした民間事業者等が営む観光施設等においても有害鳥獣被害は甚大なものであるものの、こうした施設への鳥獣被害対策に対する補助制度がない状況である。

については、観光施設も対象となる鳥獣被害対策のための補助事業を創設すること。

また、広域的な魅力ある観光資源の積極的な情報発信やPRを行うための事業創設と予算措置を講じること。



## 第7 農林水産行政の充実強化について

農林水産行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

### 1 有害鳥獣被害防止対策の充実強化について

県内のイノシシ生息数の増加と、活動の広域化により、農作物の被害は年々増加しており、被害の増大は農業生産者の経営を脅かし、生産意欲を衰退させ、結果として耕作放棄地の拡大を招いている。

こうした中、「有害鳥獣被害防止対策事業」として、各種補助金により対応がされているが、イノシシの被害対策等について、まだ知識や経験が不足している。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 財政面だけでなく、各農業事務所に専門家を配置し、主体的に取り組むこと。
- (2) 鳥獣被害防止総合対策交付金事業の採択要件の規制緩和を図ること。
- (3) 市町村域ごとに行われている有害鳥獣捕獲駆除・防除を、より一層効果的なものにするため、県が主体となり広域連携体制の構築による駆除を更に強化すること。
- (4) これまで実施している農地を囲って守る形の防護柵設置ではなく、捕獲駆除エリアを区切った上で、そのエリア内の有害鳥獣を計画的に撲滅する新たな捕獲駆除方法等、市町村独自のモデル事業等の実施に向け、補助制度を創設すること。

### 2 成田市公設地方卸売市場再整備への支援について

強い農業づくり交付金及び千葉県農畜産物輸出拡大施設整備事業補助金への県費による上乗せ補助の創設を行うこと。

### 3 農産産地支援事業補助金の拡充について

国、県、民間企業等が共同開発を進めている、落花生収穫機及び播種機が実用化されたことにより、県では平成28年度より農産産地支援事業補助金が、補助対象とされたところである。

しかしながら、補助対象者は農家3戸以上の団体のみとなっている。

については、農家個人でも補助対象となるよう補助制度の拡充を図ること。

### 4 稲WCS資源循環の取組支援について

これまで、畜産と稲作の重要な連携であった稲WCS資源循環の取組への支援は、千葉県産地交付金（経営所得安定対策）において、助成が行われていたところである。

これらにより、稲WCS生産水田への良質堆肥の散布による資源循環の取組が200ha以上に拡大することができた。

しかし、本年度、この助成額が半減となり、「資源循環」の取組の市全域での連携した取組が難しくなり、現在まで積み上げてきた畜産・耕種農家の関係性までも失いかねない状況となっている。

については、本取組の継続と地域の連携の維持のため、資源循環の取組みが維持できるよう助成額の見直しを行うこと。

### 5 平成30年産からの米政策の対応について

国は、平成29年産を最後に生産数量目標の配分を廃止し、平成30年産以降は、都道府県ごとに生産者、集荷業者及び行政が一体となり需要に応じた生産を行うこととなる。

これにより、生産調整の達成を要件としてきた米の直接支払交付金が廃止となるため、県が定めることとなる生産数量目標の達成には、飼料用米や加工用米等に取り組む農業者の経営が安定するよう補助金の拡充や新たな枠の新設が必要である。

については、県独自の助成措置を講じること。

また、併せて国に対して代替的交付金を設けるよう働きかけを行うこと。

### 6 ジャンボタニシ（スクミリンゴガイ）の防除対策

ジャンボタニシ（和名：スクミリンゴガイ）の生息が山武市に広がる水田、水路内の広域にわたり確認されている。ジャンボタニシは、4月から9月頃までの間に活動すると言われており、水田での田植後3週間程度の間には苗が食害を受けている。

山武市においても、ジャンボタニシの生息域調査及び農家への周知等を実施し、注意を促しているところではあるが、大きな被害を受けた農家もあり、また、生息

域が非常に広域であることから、市町村別の対策ではなく、県内における広域での対策が期待される。

については、ジャンボタニシの防除対策等に係る予算措置を講じること。

## 7 東総台地地区広域営農団地農道の早期整備について

銚子市長塚町から香取郡東庄町小南の2市1町にまたがる約11.8kmを平成4年度より県事業として着工し、現在未整備区間が1.3kmである。

この事業の全線整備により基幹農道の充実が図られ、農産物物流の効率化を一層促進でき、また首都圏から東総地区、さらには県内各地区へのアクセスも容易となり、地域産業の活性化も図れることから、未整備区間の1.3kmを早期に整備すること。

## 第8 県土整備行政の充実強化について

県土整備行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

### (道路・橋梁)

#### 1 北千葉道路の早期完成について

北千葉道路は、延長43キロメートルのうち市川市から鎌ヶ谷市間約9キロメートルについては、事業が未着手となっている。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 国による直轄事業として計画を具体化させ、早期に事業化するよう、国へ働きかけを行うこと。
- (2) 現在整備中である北千葉道路の県施行区間、成田市押畑から成田市大山間について、早期完成を図ること。
- (3) 都市計画の変更や環境アセスメントを進めるために必要となる基本的な道路構造を、国と連携し確定をして、計画の具体化を図ること。
- (4) 市川市から国道16号までの自動車専用部については、国直轄事業と有料事業の合併施行とする方針が確認され、今年度中にも環境影響調査の手続きに着手する意向が示されたが、引き続き早期事業化を図ること。

#### 2 道路財特法における特例財政措置補助率嵩上げ措置の期限延長について

「道路整備の財源等の特例に関する法律」において、平成20年度以降10年間の措置として、国庫補助負担率を5/10から5.5/10への嵩上げがなされているが、平成29年度で期限が切れる。

については、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の特別措置を平成30年度以降も継続するとともに、さらに地方創生のために真に必要な道路整備について、特別措置の拡充を図るよう国に働きかけを行うこと。

### 3 松戸都市計画道路3・3・7号横須賀紙敷線（河原塚・紙敷区間）の事業について

松戸都市計画道路3・3・7号横須賀紙敷線における、河原塚・紙敷区間約950メートルについては、松戸市の事業として平成28年度より詳細設計業務に着手している。松戸市としては今後も、国及び千葉県の後方支援を受け、本事業を推進したいと考えている。

については、本事業に対し、県として引き続き支援すること。

### 4 都市計画道路3・4・20号岩富海隣寺線（県道神門八街線バイパス）の整備について

県道神門八街線バイパスとして位置づけられている都市計画道路3・4・20号岩富・海隣寺線の内、佐倉第三工業団地から八街市境までの未整備区間約550メートルについて早期に県事業として事業化を図ること。

### 5 主要地方道銚子海上線（清滝バイパス）整備事業の促進について

清滝バイパス整備事業については、昭和56年に事業着手され37年が経過しており、用地買収は完了しているものの、工事については未だに完成に至っていない状況である。

本事業完成後には、利根かもめ大橋へのアクセスの改善や成田・千葉方面への時間距離の短縮が図られ地域経済の発展が期待されている。

また、年々増大している交通車両への対策を含め、既成市街地の交通量の緩和や地域の住環境改善にも大きく貢献するものである。

については、最終施工区間のⅢ期工事に着手し、今後施工されるトンネル工事を計画どおり執行し、バイパス全線完成の事業促進を図ること。

### 6 狹隘国県道の道路改良について

勝浦市の主要地方道である天津小湊夷隅線、勝浦布施大原線、上布施勝浦線、小田代勝浦線は、主要な生活道路であるが、狹隘な区間が多く、歩道も整備されていないため歩行者にとって大変危険な道路となっている。

また、国道297号は、本市の都市間交流に重要な幹線道路であり、車で来訪する観光客の多くが利用しているが、松野地先が特に狹隘となっている。通学路となっている区間において、歩道が整備されていないため、毎日子供たちが危険な状況である。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 主要地方道天津小湊夷隅線、勝浦布施大原線、上布施勝浦線、小田代勝浦線における狹隘な区間についての道路改良・整備を図るとともに歩道整備を

図ること。

- (2) 国道297号の通学路となっている区間についての歩道整備を図ること。
- (3) 松野バイパス建設工事の早期完成に向けた事業の推進を図ること。
- (4) 国県道の維持管理について、沿線の除草作業の充実を図ること。

## 7 養老溪谷駅前の県道81号線の拡幅について

養老溪谷は、市内外から多数の観光客が訪れる観光スポットであり、特に紅葉の見ごろを迎える11月下旬から12月上旬には、養老溪谷駅周辺に渋滞が発生している。

養老溪谷駅前の県道81号線は道が狭くなっており、狭隘部分に大型車両が同時に差し掛かった場合には、交互に通行していることが渋滞の要因の一つとなっている。

については、渋滞緩和のため、養老溪谷駅前の県道81号線を拡幅すること。

## 8 (仮称) 幕張・千葉ニュータウン線の事業推進について

(仮称) 幕張・千葉ニュータウン線は、幕張新都心から千葉ニュータウンを連絡する幹線道路として、千葉県広域道路整備基本計画の広域道路網マスタープランに位置付けられ、整備が進められている。

当区間の中間に位置する未整備区間については、八千代都市計画道路3・4・1号線から県道船橋印西線までの区間(約3.4km)が八千代都市計画道路3・3・27号線として都市計画決定され、当区間中間部(約1.8km)については、西八千代北部特定土地区画整理事業により、暫定2車線での整備が行われ、現道に接続する形で供用が開始された。今後、県道から流入する自動車の増加が予想される。

については、本来の広域ネットワーク道路の機能を有効に発揮するため、供用区間を除く都市計画決定区間について、整備すると共に具体的な整備時期について検討すること。

## 9 国県道の整備促進について

住民生活と経済活動の基盤となる道路の整備について、次のとおり措置を講じること。

- (1) 主要地方道市原天津小湊線は坂本工区の平成32年までの完遂、四方木工区の整備促進、竜ヶ尾橋周辺の狭隘・屈曲箇所を早期解消を図ること。
- (2) 県道天津小湊田原線は平成22年度より開始した坂下バイパス用地の早期確保、睦会橋側道橋の整備促進を図ること。
- (3) 主要地方道鴨川保田線は長狭高校前交差点歩道橋階段移設工事の平成30年度の工事着手、右折レーンの早期設置、御園橋の架け替え、主基交差点の整備促進を図ること。

- (4) 主要地方道千葉鴨川線は、打墨地先から国道128号間の歩道未整備区間の解消を図ること。
- (5) 主要地方道富津館山線は金束工区の整備促進を図ること。
- (6) 国道410号は八丁地先未改良区間の狭隘・屈曲箇所を解消を図ること。

## 10 国道464号栗野バイパス線の整備について

鎌ヶ谷市内の交通渋滞の解消を図るため、鎌ヶ谷市以西の北千葉道路（都市計画道路3・1・1号線）の延伸が事業化されるまでの間、これを補完するものとして平成12年度に国道464号栗野バイパス線整備事業が開始された。

このうち、現在県で進めているのは、全延長約1.7kmのうち、約0.8km（1期区間）であるが、本区間の整備のみでは、根本的な渋滞解消に繋がらないことから、残り約0.9km（2期区間）の整備についても、1期区間と併せて事業に着手し整備促進を図ること。

## 11 道路整備事業の促進について

千葉県地方創生総合戦略Ⅱ(4)④の「ウ 災害に強いまちづくりの推進」において、「災害時の道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路の改築、橋梁の耐震補強や道路法面の防災対策を推進するとともに、河川・海岸・砂防施設等の整備を進め、「安全に暮らせる地域」を支える社会基盤を強化する。」とあることから、国道465号(篠部地先)から県道大貫青堀線(下飯野地先)を結ぶ路線及び県道大貫青堀線バイパスの残事業区間の早期整備を図ること。

## 12 主要地方道浜野・四街道・長沼線の整備促進について

次の事項について措置を講ずること。

- (1) 現在、整備中の国道51号と国道126号を結ぶ主要地方道浜野・四街道・長沼線のバイパス整備について、より一層の事業推進を図ること。
- (2) 県道と並行する都市計画道路3・4・7号南波佐間内黒田線を県事業として、上記と連続した整備を実施すること。
- (3) 都市計画道路3・4・7号南波佐間内黒田線と県道が一部重複している小名木地先から旭ヶ丘グリーンタウン入口付近までの約250メートルについて、早期に県道整備に位置づけ、県事業として実施すること。

### 13 かずさインターチェンジ及び道路網の整備について

東京湾アクアラインと圏央道は一体となって首都圏を環状に結ぶことで、整備効果を着岸地周辺都市に波及させており、着岸地で増加傾向にある交通量を分散し、利用者にとって安全・安心な道路交通網を確保する必要性がある。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 「(仮称)かずさインターチェンジ」を早期に着工すること。
- (2) 主要幹線道路である(都)西内河根場線、(都)中野畑沢線を早期に供用開始すること。
- (3) 着岸地周辺4都市の臨海部を結ぶ東京湾岸道路、国道409号(袖ヶ浦ICから木更津金田IC間)の4車線化について早期に事業化を図ること。
- (4) 県内陸部への幹線道路である国道409号の袖ヶ浦市横田市街地狭隘区間の新規バイパス路線の整備及びJR久留里線東横田駅付近の踏切横断部における危険性の高い変則的交差点の早急な改善を図ること。
- (5) 県道長浦上総線の狭隘部の安全対策を実施すること。

### 14 主要地方道千葉・竜ヶ崎線バイパス(仮称)コスモス通りの早期完成について

千葉ニュータウンとつくばを結ぶ、主要地方道千葉・竜ヶ崎線バイパスについては、現在、整備中であるが、早期に完成を図ること。

### 15 県道千葉ニュータウン北環状線の早期整備について

県道千葉ニュータウン北環状線は、千葉ニュータウンの西部から中心部を結ぶ重要な幹線道路で一部を除き開通している。印旛西部圏域の発展並びに安全性及び利便性の向上から、早期に整備すること。

### 16 国道296号線の交差点改良について

国道296号線の富里中央公園付近の交差点は、交通量が多く上下線ともに右折し難く渋滞が発生しているため、交差点の改良を実施すること。

### 17 県道成田両国線の排水整備について

富里市の主要道である県道成田両国線は七栄地先において雨天等により慢性的な冠水が発生し、沿道家屋等への浸水被害が度々発生している。

については、県道成田両国線の排水整備を早期に図ること。

### 18 狭隘な国県道の道路改良事業の促進について

「国道410号」「一般県道和田丸山館山線」は、南房総全域を結ぶ重要幹線道



路として、地域の発展に大きく貢献する道路である。

しかしながら、本路線の未整備区間については、狭隘で屈曲箇所も多く、市民生活に支障をきたしている。

については、南房総全域の発展の要となる、当該路線の未整備区間の早期整備を実施すること。

## 19 サイクルツーリズムの推進のための環境整備

国では今年5月に、「自転車活用推進法」が施行され、自転車の活用の推進に関して基本理念を定め、国の責務等が明記されている。

安房地域では、3市1町（館山市・鴨川市・南房総市・鋸南町）で構成される南房総観光連盟において、サイクルツーリズムの推進を行っている。

一方で、地域内の自転車環境をみると、サイクリングロードには砂がたまったり、舗装が割れるなどし、利用できないところがある。また、主要国県道は一部ブルーラインが引かれているが、サイクリストにとっては危険な場所も多い状況である。

については、サイクリングを快適に行うためのサイクリングロード及び国県道の整備を図ること。

## 20 県事業の整備推進と市町村事業の支援について

市町村合併に係る「新市建設計画」に位置づけられている県事業の早期実現、特に圏央道を主軸に広域ネットワークを形成するうえで重要な次の事業の推進と、市が実施する道路整備、道路老朽化対策を支援すること。

- (1) 国道356号の整備促進を図ること。
- (2) 主要地方道成田小見川鹿島港線の整備促進を図ること。
- (3) 主要地方道佐原椿海線の整備促進を図ること。
- (4) 市が実施する道路整備と老朽化対策について、計画的に進められるよう予算措置を講じること。
- (5) 専門の知識を有する技術者増加のための支援を図ること。

## 21 国道465号 苅谷新田野バイパスの整備促進について

国道465号は、緑と海に囲まれた豊かな自然と温暖な気候を活かした観光施設を相互に結び地域間交流の活性化、産業や経済流通及び文化の発展に大きく貢献する基幹道路であり、さらに首都圏中央連絡自動車道路へのアクセス道路として極めて重要な役割を果たす路線である。

については、各所で整備は進んでいるが、いまだ未整備区間が多く存在している現状であるため、本路線のバイパス化等の整備促進を図ること。

## 22 地域高規格道路 茂原・一宮・大原道路全線の整備促進について

地域高規格道路 茂原・一宮・大原道路については、その一部（地域高規格道路 茂原 一宮道路（長生グリーンライン）整備に着手されたところだが、全線が整備区間となるには至っていない。

については、圏央道に接続する本線から創出される中房総地域への観光振興のさらなる拡大のためにも、長生グリーンラインの早期完成はもとより全線の整備促進を図ること。

## 23 主要地方道千葉大網線の整備について

スマートIC事業に伴う主要地方道千葉大網線とアクセス道路の交差点について、新設交差点の改良及びこれに関連するアクセス道路の整備を引き続き推進すること。

## (河川・港湾)

### 24 二級河川飯山満川及び海老川調節池の早期整備について

県事業である二級河川飯山満川及び海老川調節池の早期整備を図るとともに、その整備にあたっては、土地区画整理事業の事業スケジュールやまちづくり基本構想である「ふなばしメディカルタウン構想」に配慮したものとすること。

### 25 二級河川の整備及び維持管理について（一宮川・赤目川・阿久川）

茂原市は、平成25年の台風26号の影響で河川が氾濫し、平成元年、平成8年に続き三度目の水害を被った。このうち二級河川は、河川管理者である県において、流域県民の安全確保に努めるべきである。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 河川改修を主とする浸水対策の早期完成のため予算増額を図ること。
- (2) 一宮川については、河道拡幅、調節池増設等の恒久的な対策を早期完成すること。
- (3) 赤目川については、下流側から約半分までの拡幅及び上流部のB調節池が整備されているが、台風やゲリラ豪雨等により浸水被害が発生していることから、河川改修を早期完成すること。
- (4) 河川の維持管理として、河積を阻害する堆積土や竹木の繁茂は浸水要因のひとつとされていることから、撤去し被害軽減を図ること。

### 26 一級河川大柏川第二調節池の整備について

鎌ヶ谷市では、千葉県事業である一級河川大柏川第二調節池の用地取得が進捗したことや貯留量の確保に向けた掘削工事も具体化してきたことから、準用河川二和川整備事業に着手したところである。

本整備を進めるためには、一級河川大柏川第二調節池の完成が必要不可欠である。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 本格的な掘削工事を早期に着手し、速やかに事業完了すること。
- (2) 上面利用や調節池施設を活用した通学路の整備についても、事業の進捗に併せて、関係機関や地元住民と調整を図り、進めること。
- (3) 当該調節池の上流で実施している二和川整備事業において、準用河川の国交付金基準で、交付金配分が上限事業費24億円となっているが、当該交付金の上限枠の撤廃について、国に要望すること。

## 27 二級河川山名川の河川整備について

二級河川山名川は、集中豪雨や台風により一部で氾濫し、田畑の冠水の被害も発生している。

については、水害常習地域を減少させ、田畑の冠水被害を解消させるため、当該河川整備の早期完成を図ること。

## 28 印旛沼及び鹿島川・高崎川の浚渫について

印旛沼及び鹿島川・高崎川を浚渫することにより、水害対策のみならず、湖沼河川の水質浄化も期待でき、また、鹿島川最下流に位置する佐倉ふるさと広場から JR 佐倉駅北側の高崎川城南橋に至る河川を利用した舟運事業の実現も可能となる。

については、これらの事業には多額の経費を要することから、財源として「環境税の新設」についても検討し、浚渫とあわせ、城南橋の袂、高崎川左岸の階段護岸再整備により、船着き場を設置すること。

## 29 館山港多目的観光棧橋の整備促進について

平成 22 年 4 月に供用開始された館山夕日棧橋については、平成 14 年 3 月に国・県・市で策定した「館山港港湾振興ビジョン」で示された計画に比べ、その規模が大幅に縮小されている。

については、船舶寄港増加や観光振興につなげるため、次の事項について「館山港港湾振興ビジョン」に基づいた拡充を図ること。

- (1) 大型バスの転回や歓迎行事実施等に支障を来たしている 7.5 m 岸壁を整備すること。
- (2) プレジャーボートや体験観光船等の係留施設を整備すること。
- (3) 道路部分を 2 車線化すること。
- (4) 棧橋先端部岸壁の陸側に、高速ジェット船接岸時、波浪の影響を軽減するための消波用スクリーン等を整備すること。

## (都市基盤)

### 30 社会資本総合整備計画の推進について

道路整備事業、雨水整備事業と、住宅ストックの質向上などの住環境整備事業は県土の均衡ある発展に欠かせない社会インフラ等を整備する事業であることから、社会資本整備総合交付金について、要望額どおり交付されるよう県として国へ積極的に働きかけを行うこと。

### 31 東武野田線(野田市)連続立体交差事業及び関連事業に係る予算の確保について

東武野田線連続立体交差事業は、踏切を除却することにより踏切事故及び踏切遮断による交通渋滞の解消や、鉄道により分断された市街地が一体化され、鉄道の沿線発展に寄与し地域経済の活性化の核となる安全・安心なまちづくり事業である。

野田市は、連続立体交差事業に合併特例債を活用し、現在、平成32年度高架切替えにより早期事業効果の発現を目指し、35年度の事業完了に向け全力で取り組んでいるところであり、また、関連事業である駅前広場等の整備についても、高架切替えと同時に供用開始を目指している。

については、当連続立体交差事業及び関連事業を着実に進め、連続立体交差事業の計画的かつ着実な事業実施のため、事業予算の確保及び関連する道路関係予算の増額確保、並びに関連主要地方道の事業化を図ること。

### 32 成田空港周辺のインフラ整備促進について

成田空港が今後も我が国の国際線の基幹空港としての役割を担い続けていくためには、空港アクセスの充実が極めて重要であり成田空港周辺のインフラ整備促進は急務である。

については、次の事項について措置を講じること

- (1) 国道464号全体の歩道の整備を含めた改良事業の促進を図ること。
- (2) 成田市押畑地先の国道408号について、土屋交差点から宝田交差点まで早期に4車線化の整備推進を図ること。
- (3) 主要地方道路成田小見川鹿島港線について、計画区間全線において4車線化を促進すること。
- (4) 千葉県屋外広告物条例の弾力的な運用を図ること。  
(成田国際空港周辺での広告物設置の制限に係るもの)

### 33 都市公園長生の森公園の早期完成について

県立長生の森公園は、長生・夷隅地域の健康づくりやスポーツ・レクリエーション、防災など多様な機能を有する都市公園である。

現在まで、Ⅰ期区域の事業として、野球場、テニスコート等が平成16年度までに完成し供用開始されているが、利用者から駐車場増設やナイター設備の設置について多くの請願がされている。

また、Ⅱ期区域の事業は、平成32年4月に完成予定である（仮）茂原長柄スマートインターチェンジの供用開始により、交流人口拡大の拠点として更なる期待を寄せているが現在事業が遅延している。

については、ナイター設備を設置するなど、施設の利便性を高める改修を図ること。また、公園利用者と市民の健康や文化の向上の場として、早期の整備を図ること。

### 34 県立市野谷の森公園整備について

県立市野谷の森公園は、貴重な動植物などの自然環境の保全及び自然とのふれあいの場の創出等、快適な都市づくりに資するために平成12年に都市計画決定され、全体計画面積18.5ヘクタールの内3.7ヘクタールについて事業認可を取得し、平成19年度より千葉県施行事業として整備が進められている。

このような中、公園周辺では平成27年4月におおたかの森小・中学校が開校し、区画整理事業は平成30年度に完了を迎え、まちづくりが着実に進行し、多くの市民から県立市野谷の森公園の早期の整備完了が求められている。

については、認可済区域の早期整備及び、未着手の公園部分についても早期に事業認可を取得し計画的に整備を実施すること。

### 35 江戸川第一終末処理場の早期完成について

未整備となっている江戸川第一終末処理場について、市民の安全で快適な生活環境を実現するため、次の事項について措置を講じること。

- (1) 江戸川第一終末処理場の水処理第二系列以降の整備を早期に進めること、また、その具体的な整備の見通しを早急に示すこと。
- (2) 江戸川第一終末処理場の水処理第一系列を、平成32年度に確実に供用すること。
- (3) 下水道の未普及地域の解消を確実に進めるため、下水道事業の予算確保を図ること。

## 36 公的住宅等の再生について

袖ヶ浦団地をはじめとしたUR賃貸住宅団地においては、「UR賃貸住宅ストック再生・再編方針及び実施計画」が策定され、同団地は一部建替えを含む「団地再生」により再生・活用すべく、平成30年度までの事業着手予定が公表されているが、現在のところ、UR都市機構から具体的な事業スケジュールは示されていない。

加えて、県営住宅等の公営住宅、並びにUR都市機構等の公的住宅は、まちづくりの観点から連携したストックマネジメントの展開が期待される。

については、公的住宅等の再生に対して、支援すること。

## 第9 教育行政の充実強化について

教育行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

### 1 新学習指導要領における「外国語教育の充実」への支援について

平成32年度からの学習指導要領の改訂による小学校における「外国語科」導入に備え、人的及び財政的な支援を講じること。

また、今後、外国語指導助手の役割が大きくなると思われるため、外国語指導助手の能力向上を図るよう支援を講じること。

### 2 ICT教育の環境整備充実について

文部科学省の「第2期教育振興基本計画」でも示されているとおり、現在、教育のIT化に向けた環境整備が求められている。

我孫子市の小中学校でも、小中一貫教育を推進する中学校区を中心に、タブレット型端末整備を強化し、タブレット型端末を活用したグループ学習(調べ学習・討議)、協働学習など学習形態の研究を進めている。今後、全小中学校において導入していきたいと考えている。また、特別に支援を要する児童生徒への対応として、コミュニケーションツールとしての利用、視聴覚情報を活かした学習、個別の課題学習など、効果的な活用が考えられる。

については、今後、ICTを有効活用した教育活動を推進していくために、タブレット型端末の整備やソフト購入費補助など、ICT教育の環境整備の充実を図ること。

### 3 増置教員及び加配教員の配置について

小・中学校ともに標準学級数により増置教員の定数が定められているが、いじめや不登校の問題、特別な支援を要する児童生徒への対応など、学校が抱えている業務は年々多様化し、増加の一途をたどっておりきめ細かな指導を展開するためには現状の定数では不足している。

また、産休・育休を取得する職員の増加により講師不足が深刻化しており、年度途中で講師が派遣できない事態も生じていることから、教職員1人当たりの業務量は増加を招いており、早急にその軽減を図る必要がある。

また、児童生徒の学力向上に対する保護者の関心は高く、各市においても授業時数の確保や補習授業の実施など、様々な努力を行っているが、学校によっては増置教員が少なかったり、少人数指導教員を配置できなかったりすることから、人的不



足となり、学力や生徒指導の面で一定水準以上の教育成果を発揮することが困難な状況である。

については、次の事項について措置を講じること。

- (1) 各小・中学校ともにきめ細かな指導を展開するために、増置教員の増加をするよう県の基準を見直すこと。
- (2) 学力や生徒指導面で問題を抱えている学校に対し、教育委員会として人的な支援ができるよう増置及び加配教員を増員すること。

#### 4 学校の統合における教育活動充実のための教職員加配について

学校の統合により、児童生徒の教育環境は大きく変化することから、学力面及び精神面に対するきめ細かな支援が必要とされる。

また、統合前から新たな教育課程の編成も必要であり、統合後についても保護者や地域との連携など、教職員の業務内容の増加が見込まれる。

については、児童生徒及び教職員への負担を軽減するために、統合に伴う継続的な加配措置や少人数加配（生徒指導も含む。）を充実させること。

#### 5 「日本遺産」認定に伴う財政的支援について

「日本遺産」を構成する文化財の保存等に係る財政支援として、文化財保存整備事業補助金の補助率及び上限額の拡充を図ること。

# 第10 警察行政の充実強化について

警察行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

## 1 市民の安全確保について

犯罪発生抑制及び安全で安心な市民生活を実現するため、警察官を増員し、地域安全の拠点となる交番を新設すること。

また、防犯ボックス事業における6年目以降の人件費についても補助の対象とすること。

## 2 警察署の新設について

県内の刑法犯認知件数及び交通事故発生件数の上位を占める千葉市、船橋市、松戸市及び市川市は、すでに警察署の2署以上の体制が実現している。しかし、同様な状況である柏警察署は1署対応であることから、その業務負担は非常に大きくなっており、限界があるといえる。

については、柏市における警察体制の一層の強化のため、警察官の配置拡充並びに柏警察署の2分署化により、警察署を新設すること。

なお、県の財政状況が厳しく、その実現が困難であれば、2分署化よりも財政的、人員確保の面でも負担の少ないとされる、「幹部交番」や「分庁舎」の設置による機能強化についても検討すること。

## 3 交通安全施設に係る県財政措置の拡充について

県内にはこれまでに8千基以上の信号機が設置されているが、平成27年度と平成28年度の新たな信号機の設置数は、年間60基ほどで、十分予算が確保されているとはいえない状況である。

また、横断歩道や「止まれ」の路面表示等のうち、塗り直しが必要な箇所も多く見受けられ、大変危険である。

しかし、緊急性が高く、かつ速やかに改善が必要な状況にあっても、予算の都合により対応が先延ばしされるケースが多く見受けられる。

については、県民が安全で安心して暮らすことができる交通社会を確保するため、次の事項について措置を講じること。

- (1) 信号機等交通安全施設の適切な設置や維持管理をすること。
- (2) 横断歩道等の歩行者及び通行車両の交通安全が保たれるよう、規制標識及び規制標示の定期的な点検及び必要に応じた補修等を行うこと。